

一般社団法人日本地質学会四国支部規則

第1条 一般社団法人日本地質学会(以下地質学会という)の定款第2条第2項に基づき一般社団法人日本地質学会四国支部をおく(以下四国支部という)。

第2条 四国支部の所在地は別途定める。

第3条 四国支部は、地質学会運営規則第10条により、当該支部として区分された都道府県に住所登録している、地質学会の会員をもって組織する

第4条 四国支部は、定款第3条にあるこの学会の目的に沿って、当該地域を活動の中心として事業を行う。

2. 四国支部は、一般社団法人日本地質学会理事会規則第14条に定める支部長会議ならびに同選挙細則第5条第3項の支部選出理事との間で意思の疎通を図り、学会の目的達成と発展に寄与することとする。

第5条 四国支部には次の役員を置く。

支部長 1名
幹事 若干名(内1名を代表幹事とする)
監事 1名

2. 役員の任期は、以下に定める四国支部総会(以下支部総会という)から翌々年の支部総会までの2年とし、再任は妨げない。

3. 役員の選任は支部総会において行い、地質学会の理事会に報告する。役員の選出方法および役員に欠員が生じた場合については別に定める。

第6条 四国支部の会議は定例総会および幹事会とする。

第7条 支部総会は支部長が招集する。

2. 幹事会は支部長が召集する。開催については別に定める。

第8条 四国支部の事業計画および予算ならびに事業報告、決算報告は支部総会において承認し、地質学会の理事会において学会の事業および予決算の一部として承認を得て、総会に報告し承認を得ることとする。

第9条 支部総会は、支部会員現在数の20分の1以上の出席をもって成立する。あらかじめ書面または電磁的方法により意思表示したものは出席者とみなす。

2. 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決定する。

第10条 四国支部の会計は地質学会の事業費、寄付金およびその他の収入をもって行う。

第11条 四国支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第12条 四国支部規則は、学会運営規則第11条に基づき支部総会において定める。

2. 本規則は総会出席者の3分の2以上の議決により変更することができる。

第13条 四国支部は、支部が主催する研究集会等で優秀な発表を行った参加者を、別途定める細則に基づき表彰することができる。

第14条 支部の運営に必要な事項はこの規則に定めるほか、幹事会の議決により別に定める。

附則

- ・本規則は、2010年12月11日より施行する。
- ・2019年12月14日一部改正。
- ・2020年12月5日一部改正。

一般社団法人日本地質学会四国支部運営細則

第1条 一般社団法人日本地質学会四国支部規則第13条に基づき、本細則を定める。

第2条 四国支部に次の部会をおく。
愛媛部会、高知部会、徳島部会、香川部会

第3条 四国支部の運営は原則として愛媛部会、高知部会、及び徳島・香川合同部会が2年ごとに交代して行う。

第4条 四国支部の住所は運営担当部会におく。

第5条 四国支部の事業として主に以下のことを行う。

1. 支部総会
2. 講演会およびシンポジウム
3. 見学旅行
4. 学術または普及に資する印刷物の発行
5. その他地質学会の目的達成のために必要と認められる事業

第6条 四国支部役員は、以下の方法によって選出し、原則として支部総会の承認を得る。

1. 支部長 支部内の正会員の中から、幹事会の推薦により選出する。ただし、支部長は幹事を兼ねることができる。
2. 幹事 支部内の正会員の中から、互選により選出する。なお、代表幹事は運営担当部会（事務局）から選出する。
3. 監事 支部内の正会員の中から、幹事会の推薦により選出する。
4. 役員の任期中に欠員が生じた場合は、次期総会までの残任期間に限り、支部内の正会員の中から幹事会が後任者を選出することができる。

第7条 支部活動において、支部会員以外の者が参加を希望する場合は、それを妨げない。ただし、支部運営への関与、ならびに総会には参加できない。

第8条 四国支部の講演会では、優秀な発表を行った学生に対し、口頭発表では優秀講演賞、ポスター発表では優秀ポスター賞を授与することができる。両賞の決定は、総会・講演会実行委員会において行う。

第9条 本運営細則の変更は、幹事会において決議し、総会の承認をうけるものとする。

附 則

- ・本運営細則は、2010年12月11日より施行する。
- ・2019年12月14日一部改正。
- ・2020年12月5日一部改正。